

◎地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	南本町芝桜植え込み 除草作業委託（市営 南本町住宅敷地）	令和 8 年 4 月 20 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	五泉市太田 1092-1 公益社団法人 五泉市シ ルバー人材センター	令和 8 年 4 月 20 日	147,500 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予 定価格の制限の範囲内で、かつ最低 価格であったため。
2	以下余白					
3						
4						
5						
6						
7						